

議案第 20 号

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年墨田区条例第 30 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、父及び母がともに生計を同じくする子を監護する場合において、
生計を維持する程度の高さの順にかかわらず、当該父又は母のいずれかを医療費の助
成対象者とすることができることとする必要がある。